

Blue Information Guide

# B・I・G いちがわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330  
発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-airo.or.jp

## 着任の挨拶

### 市川税務署 署長 宮川 晃一様



重陽の候、公益社団法人市川青色申告会の皆様方には、益々々「清栄」のごお慶の申し上げます。

石井会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、この度の人事異動で市川税務署長を拝命いたしました宮川でございます。前任の口置署長同様、よろしくお願ひ申し上げます。

貴会におかれましては長年にわたり、青色申告の普及と記帳水準の向上に取り組みをいただいているほか、租税教室への講師派遣を積極的にいただいております。

特に、本年度は、十七校三十一コマにも及ぶ講師派遣を行っていただき、コロナ禍においても租税教育活動に尽力いただいております。

と、心より感謝申し上げます。

また、会員の皆様方には、マイナンバーカードを利用したeTax送信にも積極的に取り組んでいただいていること、大変心強く感じている次第です。

さて、消費税については、十月より適格請求書発行事業者の登録、いわゆるインボイス制度の登録の受付が始まります。

本制度の適用は課税事業者であることが要件とされ、免税事業者が本制度の適用を受ける場合には課税事業者を選択し、消費税の申告及び納付を行う必要があるなど、制度の周知徹底が不可欠であります。

当署いたしましたし、貴会をはじめ、関係民間団体等の協力をいただきながら制度の周知、広報に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、貴会の益々の発展並びに会

員の皆様方の健勝と事業の繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

### 市川税務署 副署長 木暮 友伸 様



処暑の候、公益社団法人市川青色申告会の皆様方には、一段々「清栄」のごお慶の申し上げます。

私は、この度の人事異動で、市川税務署副署長を拝命いたしました木暮でございます。前任の伊藤副署長同様、よろしくお願ひ申し上げます。

貴会におかれましては石井会長のもと、役員並びに会員の皆様方が一致団結し、誠実な納税者団体として平素より青色申告の普及育成並びに納税同義の奨励・税知識の普及に取り組んでいただいております。厚く御礼申し上げます。

さて、令和 年度の税制改正により、令和四年一月一日から一定の雑所得者に

も記帳義務が課せられることとなりました。

これにより、これまで記帳義務がないことを理由に事業収入を雑所得として申告してきた納税者が、今後は補助金等の申請で有利な事業所得、それも節税効果や信用力の高い青色申告を選択して申告をするようになるものと想定しております。

これは、全国規模での青色申告会勢拡大の絶好の機会と考えられることもでき、貴会におかれても、会勢拡大に向け、各種施策に取り組んでいただければと考えているところです。

最後になりましたが、貴会の益々の発展並びに会員の皆様方の健勝と事業の繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

### 市川税務署 個人課税第一部門 統括国税調査官 塚本 潤也 様



この度の人事異動で工業西税務署から参りました塚本でございます。

公益社団法人市川青色申告会の皆様方におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、大変感謝しております。

さて、令和 年度の税制改正により、令和四年一月一日から電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前承認は不要とされ、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

なお、すでに承認を受けていた場合であっても届出書の提出が必要となるなど、貴会会員への周知が必要な改正となりますので、周知に協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、平成 十八年七月から二一年間に渡る局個人課税課の記帳指導専門官としての経験を踏まえ、貴会発展のために尽力いたしますので、前任の田中統括官同様よろしくお願ひ申し上げます。

(記帳指導推進官候補任の為、着任の挨拶は頂いておりません。)

## 簿記講座のお知らせ

（公社）市川法人会との共催、令和3年度第2回簿記講座（中級者コース）を下記要領により開催いたします。お気軽にお申し込みください。（日商簿記3級程度）

日時・受講費等の詳細は、別紙「簿記講座開催のお知らせ」をご覧ください。

※お申込みは、（公社）市川法人会にFAX又は郵送にて、9月6日（月）必着でお願い致します。

★受講費は初日にご持参ください。申し込みをされた場合は、参加できない場合でもテキスト代2,000円は頂きます。

★出席が4分の3以上の方には最終日に修了証をお渡しします。

※新型コロナウイルスの感染状況により中止になる場合があります。その場合は、事前に連絡致します。

## 個人事業税の電子マネー納付ができます！

個人事業税は、前年の事業所得が290万円を超えた方に課税されます。

今年度から個人事業税の納付に電子マネー（PayPay及びLINE Pay）が使用できるようになりました。スマートフォンを利用して、ご自宅などから24時間いつでも納付が可能です。

また、従来通り、金融機関や、コンビニエンスストア、「モバイルレジ」アプリ、インターネットを利用したクレジットカードによる納付も可能です。口座振替をご希望の場合、各金融機関または青色申告会事務局の窓口等に備え付けの『預金口座振替依頼書』ハガキに必要事項を記入し、郵便ポストに投函していただければ利用できます。

【船橋県税事務所 047(433)1275】

## 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している方へ

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している個人事業者等の皆様に対して、国は『月次支援金』、千葉県は時短営業要請等の協力に応じた事業者に対して『中小企業等事業継続支援金』の支給、市川市は『中小法人等事業継続支援金』の給付、浦安市は『飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金』の交付を行っております。『支援金』『給付金』等の申請・事前確認等のお手便を市川青色申告会では当会会員の方のみ行っております。ご来所の際は、お電話にてご予約をお願い致します。各支援金等は、事前にご用意して頂く書類等がございますので、不安な方はそれぞれのホームページまたは下記の相談窓口、市川青色申告会等にお問合わせください。

【月次支援金】 <https://ichijishienkin.go.jp/>  
・月次支援金相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口  
0120-211-240（IP電話回線：03-6629-0479）  
《受付時間 8：30～19：00（土日・祝日含む全日対応）》

【千葉県・中小企業等事業継続支援金】  
※当会での受付は令和3年12月24日までとさせていただきます。  
・千葉県中小企業等事業継続支援金コールセンター  
0120-179-155 《受付時間9：00～18：00（土日祝日含む）》  
<https://chiba-keizokushienkin.com/>

【市川市・中小法人等事業継続支援金】（別紙同封あり）  
・市川市中小法人等事業継続支援金事務局：043-203-8120  
※市外局番が市川市と異なりますので、お間違のないようご注意ください。  
<https://www.city.ichikawa.lg.jp/eco05/0000371522.html>

【浦安市・飲食店取引事業者及び外出自粛等の影響を受けた中小企業者等臨時支援給付金】  
047-712-6295（浦安市 商工観光課）  
<https://www.city.urayasu.lg.jp/shisei/jigyosha/1007216/1032380.html>

## 「インボイス制度」業種別講習会

会員向け「インボイス制度」業種別講習会を開催いたします。参加費は無料です。

【各回：定員20名】

「インボイス制度」は売上1000万円以下の免税事業者も対象となる可能性があります（インボイス制度については、国税庁ホームページ又は、同封の『特集「インボイス制度」』冊子をご覧ください）ので、是非この機会にご参加ください。日時等の詳細は、別紙『会員向け「インボイス制度」業種別講習会開催のお知らせ』をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染状況により、中止になる場合があります。





# 記帳確認のご案内（仮決算）

## ※要予約制（予約をされていないと対応できない場合がございます）

毎年この時期に行っております「記帳確認（仮決算）」を、今年も9月13日（月）～11月26日（金）に行います。「記帳確認（仮決算）」とは、日々の記帳の点検と決算・申告の準備を目的とした、決算を円滑に進める為に行うことです。確定申告期の時短にもつながりますので、ご協力お願い致します。入会して間もなくの会員の方や記帳に不慣れな方は、お早目にお越しください。

減価償却費の計算や複雑な記帳内容の整理を早めに済ませ、会員の皆様が最終的にご自身で決算書・確定申告書を作成できる様、当会が全力でサポートいたします。

会計ソフトをご利用の方は入力を進め、記帳確認に必ずお越しください。また、まだ翌期繰越をしていない方もこの時期にお願い致します。

※ 記帳確認（仮決算）終了後の「支援金」「給付金」等の申請・事前確認はできません。再度、別の日のご予約をお願いします。

### 【持ち物】

- 1、月別総括集計表（手書きの青色特別控除10万円の方はこちらをお持ちください）  
（9月会報と一緒に配布。収支をできるだけ記入してお持ち下さい。）
- 2、記帳している帳簿（振替伝票、出納帳、経費帳など）
- 3、過去3年分の決算書・確定申告書の控え
- 4、筆記用具、電卓、印鑑（認印）
- 5、ブルーリターンAをご利用の方は、ノートパソコンをご持参ください。ご持参できない方は、バックアップデータをお持ち下さい。  
（他の会計ソフトをご利用の方はソフトをインストールしたノートパソコン）
- 6、仕事用の車など、10万円以上の物品を令和3年中に購入された方はその領収書及び明細書（減価償却の計算のため）

※ 相談時間を **お1人50分** と区切っています。

時間のかかる方は、再度お越しいただく場合もあります。

○ どうしても上記日程内にご都合がつかない場合は、事務局にお問い合わせください。

○ 駐車場は台数に限りがありますので、ご了承ください。

記帳確認をされた方には、**「記帳確認カード」**をお渡ししております。

なお、確定申告期の予約は記帳確認された方を優先しています。

**「記帳確認カード」**の番号をお聞きしますので、大切に保管して下さい。  
この時期に記帳確認を行わなかった場合には、決算期（1～3月）に特別手数料がかかる場合があります。



## 事務局からのお知らせ

- 9月より記帳確認(仮決算)が始まり、事務局にも多くの会員の方が来所されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の為に、9月よりすべてのご相談を『予約制』とさせていただきます。ご来所の際は、事前にお電話での予約をお願いします(047-333-0111)。予約のないご相談には対応できない場合があります、ご来所をお断りする場合がございます。ご理解のほどよろしくお願い致します。
- 記帳確認(仮決算)終了後の「支援金」「給付金」等の申請・事前確認はできません。再度、別の日のご予約をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、今後休業および業務時間等の変更がある場合がございます。
- 土曜日の相談対応についても11月まで『事前予約制』とさせて頂き、予約のないご相談には対応できない場合があります。  
※土曜日の予約枠は「9時」「10時」「11時」の3枠となります。但し、『支援金』等の申請の方は『11時』の予約はできません。(予約時間 第2・4土曜日9:00~11:00)
- ご来所の際は、マスクの着用・手指の消毒にご協力ください。なお、受付で検温をさせて頂いております。

## 会員必携(令和3年版)の申込みのお知らせ

全国青色申告会総連合会発行の令和3年版『青色申告会員必携』は希望者のみの配布となります。

会員の皆様が安心して正確な青色申告決算書・確定申告書を作成できるように、全青色は毎年『青色申告会員必携』を発行しています。会員必携をお読みいただければ、税や事業に関する貴重な情報を得ることができます。**(職員も使ってます!!!)**

また、所得税・消費税・相続税(贈与税)、その他の地方税について、確定申告に必要な情報をわかりやすく集約しており、日々の経理事務に活用できる各種一覧表も掲載しています。ご希望の方は、事務局まで【会員番号・住所・お名前】をお知らせ下さい。

※12月頃に郵送いたします。

**《受付締切》10月15日(金)まで**

## 記帳相談会(浦安・行徳)のお知らせ

下記日程にて、記帳相談会を行います。**出張での記帳相談は『予約制』です。必ず事前に電話予約をしてお越しください(047-333-0111)。**予約がされていないと対応できない場合がございます。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等の影響により、会場が閉鎖され記帳相談会が中止になる場合がございますことをご了承ください。ご予約されても事前にご確認をお願いします。下記の日程の中で、すでに予約枠が少ない日もございます。

※12時から13時までは休憩時間となります。

※相談会場ではパソコンの台数に限りがありますので、ノート型パソコンの方は出来るだけご持参下さい。

### 浦安

- ・9月3日(金) 第1会議室 《時間》10時~15時
  - ・10月22日(金) 第1会議室
  - ・11月5日(金) 第1会議室
  - ・12月24日(金) 第1会議室
- 場 所：中央公民館  
所在地：浦安市  
猫実4-18-1

### 行徳

- ・9月22日(水) 会議室1  
《時間》13時~16時

場 所：行徳文化ホール1&1  
所在地：市川市末広1-1-48  
※行徳公民館ではありません。

※給与計算・労務相談・就業規則・助成金(千葉労働局で審査経験あり)年金相談等※

久保田企画・社会保険労務士事務所  
(千葉県社会保険労務士会会員、千葉SR会員)

【TEL・FAX】047-446-3315 【携帯】090-5401-3698

千葉県は

## 労災事故2年連続全国2位

【国の労災保険... 仕事中や通勤事故に補償】

- ・仕事や通勤による事故や病気の医療費は無料、しかも働けない日が3日以上続くと4日目から届け出していた給与額の6割から8割が補償されます。
- ・個人事業主の労災加入は従業員が(パートでもアルバイトでも)いれば条件により加入が可能です。障害年金や遺族年金も受給できるようになるので安心です。

・一人親方の労災も受付けています。お気軽にお問合せください!!

